

－お知らせ－

印鑑届出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務の取扱いについて

平成24年6月1日（金）から、札幌法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等について、下記1の事務について、下記2のいずれの支局及び出張所においても取り扱うことができることとなりますので、お知らせいたします。

例えば、岩見沢市に本店がある会社等については、札幌法務局法人登記部門のほか、札幌法務局岩見沢支局を含め下記2のいずれの支局及び出張所に対しても届出等ができることとなります。

なお、下記1の(1)の届出等の際に、法務局発行の会社等の代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書の添付を必要とする場合が、また、(2)の届出等の際に法務局発行の会社等の登記事項証明書の添付を必要とする場合がありますので、詳しくは、札幌法務局法人登記部門若しくは届書等の提出先である支局又は出張所にお問い合わせ下さい。

記

1 取り扱う事務の内容

(1) 印鑑届出等に関する事務

ア 印鑑の提出（ただし、登記の申請に伴うものを除く。）

イ 印鑑の改印の届出

ウ 印鑑の廃止の届出

(2) 印鑑カードに関する事務

ア 印鑑カードの交付の請求

イ 印鑑カードの廃止の届出

ウ 印鑑カードの返納

エ 印鑑カードの回収その他の必要な措置

(3) 電子認証に関する事務

ア 電子認証の発行の請求

イ 電子証明書の使用廃止の届出

ウ 電子証明書の使用再開の届出

エ 電子証明書の識別符号の変更の届出

オ 電子証明書の再発行

2 取り扱うことができることとなった支局及び出張所

札幌法務局岩見沢支局，同滝川支局，同室蘭支局，同苫小牧支局，同日高支局，同小樽支局，同倶知安支局，同江別出張所，同恵庭出張所

3 その他

札幌法務局の管轄区域，支局及び出張所の所在地等につきましては，下記の問い合わせ先又は札幌法務局ホームページ（<http://houmukyoku.mo.go.jp/sapporo>）にて御確認ください。

問い合わせ先 札幌法務局民事行政部法人登記部門

電話 011-709-2311 内線2188 総務係